

憲法しんぶん 速報版

発行 憲法改悪阻止各界連絡会議（憲法会議）

E メール mail@kenpoukaigi.gr.jp
ホームページ http://www.kenpoukaigi.gr.jp

TEL03-3261-9007
FAX03-3261-5453

2025年5月26日(月)

NO. 1581号

本号3頁

参院憲法審査会 憲法と現実のかい離めぐり各党が議論

参議院憲法審査会では憲法と現実のかい離をめぐって議論が行われ、自民党は自ら導入した参議院の「合区」の解消に取り組むべきだと主張しました。また、立憲民主党は選択的夫婦別姓制度を導入する法改正を今の国会で実現させるべきだと訴えました。

自民党の中西祐介氏は、参議院選挙に導入されている「合区」制度を挙げ「投票率の低下や無効票の増加など合区の弊害は過去の選挙をみても明らかで、立法府の不作為というべき事態を一刻も早く是正しなければならない。3年後の選挙は合区が解消された制度で実施できるよう計画性を持った審議を要請する」と述べました。

立憲民主党の打越さく良氏は、選択的夫婦別姓や同性婚を挙げ「憲法と現実がかい離する場合、現実を憲法に近づけなければならない、憲法の基本的な価値である個人の尊厳や平等にかなう法制度は実現しなくてはならない。選択的夫婦別姓を認めない現行法は憲法に違反するもので、今の国会の会期中にぜひ実現すべきだ」と述べました。

共産党の仁比聡平議員は、戦後80年の日本国憲法に基づく日本社会の歩みに反した自民党政治に対して、憲法を生かす国民的な共同を呼びかけました。日本被団協の田中熙巳代表委員の「日本政府が一貫して被爆者への国家補償を拒んでいる」との発言を引用。自民党政治が「戦争の被害は受忍せよ」と誤った立場を改めず、5年間で43兆円もの大軍拡や日米軍事一体化を進めていることは「日本国憲法の平和原則を根底から覆す暴挙」だと断じました。さらに、同性婚の実現は喫緊の憲法問題で、特定の家族観の押しつけはもはや許されないと強調。家制度で夫婦同姓を強制した明治民法の期間は49年とわずかなのに対し、戦後民法のもとでは家制度が廃止され、氏名は人権であることが大前提だと指摘しました。法制審議会が選択的夫婦別姓制度を答申してから来年で30年だと述べ、党派を超え、根深い家父長制的な固定観念を乗り越えてジェンダー平等社会を実現しようと呼びかけました。

公明 憲法9条への自衛隊明記に反対する考えを示す

公明党の平木大作氏は、自民党が掲げる憲法9条への自衛隊明記に反対する考えを示しました。「国論を二分するテーマに挑むことは多大な政治的エネルギーを使う。憲法解釈の安定性を揺るがす危険性があり、賛成できない」と明言しました。一方、自衛隊は日本最大の實力組織だとして「内閣や国会による民主的統制の確保は、国民主権の原理からも重要だ」と指摘。憲法が定める統治機構※の中に位置付けることは検討に値するとししました。

※日本国憲法で統治機構として国会・内閣・裁判所が規定されています。発言の趣旨は、自民は改憲4項目で自衛隊を9条に明記することを掲げて来ましたが、公明は首相や内閣の職務を定める72条や73条に盛り込むべきだと主張してきました。しかし、この発案者と思っていた北側副代表が国会を離れてから、改めて自民党が掲げる憲法9条への自衛隊明記に反対する考えを示したこと大きいものがあります。

衆院憲法審 偽情報が国民投票に与える影響で参考人質疑

衆議院憲法審査会では、SNS 上の偽情報の拡散が憲法改正の国民投票に与える影響などをめぐり、有識者への参考人質疑が行われ、投票期間中などは、SNS 事業者への規制を設ける必要性や、情報のファクトチェックを行う重要性などが指摘されました。

このうち、東京大学大学院の鳥海不二夫教授は、SNS では、利用者が好ましいと思う情報ばかりが表示される「フィルターバブル」などで情報の偏りが発生すると述べました。そして、対策として、プラットフォーム事業者への規制を挙げ、投票の期間中などに限って事業者に広告の停止を要請するといった措置が必要だと指摘しました。

桜美林大学の平和博教授は、偽情報対策として、情報の真偽を確認するファクトチェックを行うことが重要だと説明しました。そのうえで、ファクトチェックを担う主体について、独立性の観点から民間主導で進めるべきだと指摘しました。

また、両氏ともに偽情報対策を行うことは、国民の判断の土台となる正確な情報の提供につながるものであり、検閲にはあたらないという認識を示しました。

生産者・庶民目線の政治へ 国民大運動実行委等国会前行動

大軍拡推進、大企業優遇の政治に反対し、社会保障や中小企業、農業への支援の抜本的拡充を求める定例の国会行動が 5 月 21 日、衆院第 2 議員会館前で取り组まれました。国民大運動実行委員会、安保破棄中央実行委員会、中央社会保障推進協議会の主催。150 人が参加し、『戦争国家づくり』を許さないぞ」「軍事費を削って、社会保障や暮らしにまわせ」と声をあげました。

中央社保協の高木りつ代表委員（全労連副議長）が主催者あいさつ。「コメは買ったことがない」などと発言した江藤拓農林水産相の辞任にふれ、「生産者や庶民の目線に立てない農政を終わらせよう」と呼びかけました。

憲法会議の高橋信一事務局長は「私たちの運動と世論の広がりによって、改憲勢力が今年の総選挙で 3 分の 2 割れとなり、憲法審査会の状況も変わってきている」と強調しました。

全日本年金者組合の田中諭書記次長は、女性の低年金の実態を紹介し「物価を上回る年金の引き上げこそ、政府に求められている」と訴えました。



日本共産党の赤嶺政賢衆院議員が国会報告し、『戦争国家づくり』の政治を都議選・参院選勝利で変えよう」と呼びかけました。

維新が学術会議攻撃 反共・軍拡の突撃隊の恥ずべき本性

維新の会の三木圭恵議員が 18 日の衆院本会議での日本学術会議解体法案についての質疑で、「日本学術会議が設立された当時、日本共産党が社会主義に同調的な科学者を組織し、学術会議の中心メンバーとして送り込んでいた。『日本共産党の 70 年』の本には同党が『日本学術会議の設立に一定の役割をはたした』と書かれている」「日本共産党が会員選挙に介入し大勢の党員学者を立候補させた。混乱が生じたことから選挙をやめ、現行の推薦方式に変わった」などとのべました。

その直後に質疑に立った日本共産党の塩川鉄也議員は、三木氏の発言について、「日本学術会議への事実無根の誹謗（ひぼう）中傷のなかで、（三木議員は）日本共産党に言及したが、わが党が学術会議に不当に介入、干渉したという事実は全くない。わが党の党史には指摘のような記述はない。強く抗議し、撤回を求める」と厳しく批判しました。全く当然です。維新の会の質疑は、この党が反共・軍拡の突撃隊であることを自ら明らかにするものとなりました。

塩川議員が批判したように、『日本共産党の70年』は、「民科（民主主義科学者協会）は…学術会議の設立に一定の役割をはたした」との記述がありますが、三木氏の発言は、この部分の「民科」を「日本共産党」と読み替えた、悪質な歪曲です。

会員の公選制から推薦にもとづく首相の任命制に変更した1983年の法改正も、「学術研究の細分化・専門化などの進歩発展に対応し、日本学術会議の目的をはたすため」（法案の趣旨説明）に行われたのです。共産党員学者が立候補していたことで混乱が起きたという事実はどこにもなく、それが法改正の理由でもありません。

こうした学術会議攻撃は、もともと国際勝共連合＝統一協会の常とう句です。「世界日報」の2022年7月29日付「社説」でも「日本学術会議 共産党の影響力を排除せよ」とし、「日本学術会議には当初から日本共産党が浸透していた」「現在も210人の会員のうち党員や支持者が7割を占める」などと中傷しています。三木氏の攻撃は、いわば勝共連合の主張をおうむ返しに唱えているだけです。

一方で三木氏は、日本学術会議は1950年に戦争を目的とする科学の研究には絶対に従わない決意の表明を、67年に軍事目的の科学研究を行わない声明を、そして2017年には軍事的安全保障に関する声明を発表したとして、「わが国の防衛に関する研究を拒否し続けている」と非難。「戦争を防止し、平和を維持するためにも、他国からの侵略を抑止するための防衛技術の研究開発を進めていく必要がある」として「かたくなな軍学共同反対のスローガンを改め、科学者がわが国の防衛や平和の維持に寄与できるようにしていただきたい」と述べたのです。

選挙活動・政治活動の自由は、全ての国民に保障される重要な権利

反共を声高に、学問の軍事利用のために学術会議を解体する狙いをあけすけに語る、「戦争する国」づくりの突撃隊の恥ずべき本性を示すものとなりました。

そして、「会長退任後の広渡清吾氏は、平成29年の衆院選で共産党の機関紙やユーチューブチャンネルなどに登場し野党統一候補を応援した経緯があり、三木氏は「声明に『共産党と一緒に統一候補を掲げて戦う』という人の名前を載せてしまうこと自体、学術会議の自浄能力の限界を感じる。（共同声明に）広渡氏の名前を消した方がいいと思う」と発言したのです。

坂井担当相は「なかなか難しい。政治的勢力から独立して学術的な活動していただくのが望ましい」と述べ、「（法案が成立すれば）党派的な主張を繰り返す会員は、学術会議は解任できる。どのような場合が該当するかは学術会議で判断されるべき」と、三木氏の狙い通りに応えたのです。

しかし、どうして広渡氏が「野党統一候補を応援した経緯」があるから、「学術会議の自浄能力の限界を感じる」と発展するのでしょうか。これでは、日本学術会議の会員、広く言えば科学者には選挙活動・政治活動の自由がないのでしょうか。

選挙活動・政治活動の自由は、憲法21条が保障する表現の自由に基づき、全ての国民に保障される重要な権利であり、憲法の国民主権の原理に直結した民主主義の根幹をなすものです。判例も「政治活動の自由は、自由民主主義国家における最も重要な基本原理をなし、国民各自につきその基本的な権利のひとつとして尊重されなければならない」ことを認めています。

ですから、三木氏の発言は、選挙活動・政治活動の自由を侵害するものであり、学術会議・科学者を分断し、学問の軍事利用反対の科学者を排除し、学術会議の解体を狙う発言です。そして、坂井担当相の発言は、新法で学識にかかわらず会員に対する違憲の思想選別が行われうることを示した極めて重大な発言です。発言と法案の撤回を強く求める声が科学者・研究者から起きています。

今週の衆参憲法審査会

現在の段階では衆参憲法審査会とも「開会予定の審査会はありません。予定が決まり次第、お知らせいたします」と掲載されています。